

秋田県公報

目次 ページ

公営企業管理規程

○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（一・公営企業課）……………1

公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十九年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「給料月額に同表下欄の割合を乗じて得た」を「当該職員の属する職務の級又は号給及び同表下段に掲げる区分に応じ、別表第七の管理職手当の額欄に定める」に改める。

第八条第一項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

別表第六中「管理職手当率表」を「管理職手当区分表」に、「百分の二十」を「二種」に、「百分の十八」を「三種」に、「百分の十六」を「四種」に、「主幹」を「専門主幹及び班長」に、「百分の十四」を「五種」に改める。

別表第七を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。
別表第七（第六条関係）

管理職手当額表

職務の級	区分	管理職手当の月額
------	----	----------

八級	二種	九四、〇〇〇円
七級	三種	七九、七〇〇円
六級	三種	七四、八〇〇円
	四種	六六、五〇〇円
	五種	五八、二〇〇円
五級	五種	五五、五〇〇円
四級	五種	五一、八〇〇円
三級	五種	四一、七〇〇円

附則

1 (施行期日)
この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
第六条の規定により管理職手当を支給する職員のうち、この規程による改正後の秋田県企業職員給与規程（以下「新規規程」という。）第六条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成二十三年三月三十一日までの間、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員

（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規程による改正前の秋田県企業職員給与規程第六条に規定する別表第六に掲げる職に係る同表の割合欄に定める割合（以下「旧支給割合」という。）に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規規程別表第六に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

二 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧支給割合より低い割合に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規規程別表第六に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。） 施行日以降に適用されることとなる新規規程別表第六の区分欄に掲げる区分に対応する附則別表の旧支給割合を施行日の前日に適用したとしたならばその者が同日に受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以降に適用されることとなる新規規程別表第六の区分欄に掲げる区分に対応する附則別表の旧支給割合を施行日の前日に適用したとしたならばその者が同日に受けることとなる管理職手当の額

五 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級と同一の職務の級に属するものうち、旧支給割合より高い割合に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規規程別表第六に掲げる職を占める職員 同日にその者が受けていた管理職手当の額

六 施行日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

附則別表

旧支給割合	新区分
百分の二十	二種
百分の十八	三種
百分の十六	四種
百分の十四	五種

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十八年四月一日(号外第一号)公布公営企業の組織改革に伴う関係規程の整備等に関する規程
(原稿誤り)

三 下 十三 中 「局長」を「部 局長の項を削り同
長」に改め、 表中

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

